

住民総合健診が変わります！

《7月17日から8日間実施》

医療制度の改正により、今年から健診の受け方が変わります。

●基本健康診査は…

昨年まで生活習慣病予防を目的に実施した基本健康診査は、「40歳から74歳の国保被保険者に行う特定健康診査」と「75歳以上の後期高齢者の健診」になり、住民総合健診会場では実施しません。健診の自己負担額は年齢にかかわらず、一人千円になります。

また、心電図検査や眼底検査等の詳細な検査については、一人一人の病歴や医師の判断により行うこととなります。

なお、国保以外の方は、各保険者が実施しますので保険者にお問い合わせください。

●がん検診は…

各種がん検診は、保険にかかわらず今までどおり住民総合健診会場で行われます。ただし、職場の健診や人間ドックを受ける方は受けられません。

また、胃がん検診は昨年まで30歳以上の方が対象でしたが、30歳代に胃がん発見率が低く、検査の放射線被曝の危険性を考慮し対象年齢は40歳からとなりました。

●30歳代の血液検査は…

30歳代の方に、早期の生活習慣病予防のため行っていただいた血液検査は、30歳と35歳の節目に実施します。

●65歳以上の方に生活機能評価（介護予防健診）

介護保険制度により、心身の機能の衰えを検査するのが生活機能評価です。医療保険の種類に関係なく、住民健診で無料で受けられます。

なお、要介護認定を受けている方は受ける必要はありません。

●健診年齢の考え方

健診年齢は、平成21年3月31日時点で算出します。ただし、75歳以上の後期高齢者医療制度の年齢は誕生日で行います。

通知方法など詳細は6月号に掲載します。

◆問い合わせ

健康福祉課
☎72-6934

